

定款細則

第1条 定款第27条にもとづき理事長が専決する日常の業務は次の各号に定める業務とする。

- ① 施設長の任免その他重要な人事を除く職員の任免
- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- ④ 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負、物品購入等の契約のうち次のもの。ただし、アについては3社以上の見積もり、イとウについては2社以上の見積もりを必要とする。
 - ア 工事の請負については、1,000万円未満の契約
 - イ 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入については、160万円未満の契約
 - ウ 施設設備の保守管理、物品の修理等については、100万円未満の契約
 - エ 緊急を要する物品の購入等については、50万円未満の契約
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件当たり1,000万円未満の契約並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除き、かつ3社以上の見積もりを必要とする
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品（取得価格が、1件当たり500万円未満）の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者、利用者の日常の処遇に関する事項
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事項
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ⑫ 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- ⑬ 職員の昇給、昇格に関する事
- ⑭ 各種証明書の交付に関する事
- ⑮ 行政官庁からの照会に関する事

第2条 理事長は、前条②号、⑨号、⑩号、⑬号及び⑭号の各業務については、施設長その他の管理職の職員に委任することが出来る。

第3条 理事長は、第1条の規定により専決した業務について、直近の理事会に報告しなければならない。ただし、第1条①号及び⑫号の業務並びに第2条に基づき施設長その他の管理職の職員に委任できる業務については、会計年度末の事業報告を行う理事会に一括して報告するものとする。

附 則

この規定は、平成29年10月28日より施行する。